文教警察企業常任委員会会議録

平成19年7月20日

場 所 第3委員会室

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

- ○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経 営に関する調査
- ○その他報告事項
- ・街頭犯罪等抑止総合対策の推進状況について
- ・交通事故の現状と対策について
- ・不適正な事務処理に関する全庁調査の「中間 取りまとめ」報告について

出席委員(9人)

委 員 長 太 田 清 海 副 委員 長 河 野 安 幸 員 委 米 良 政 美 委 員 福 田 作 弥 委 員 野 辺 修 光 委 原 久 員 宮 義 委 員 西 村 賢 長 友 安 弘 委 員 井 上 紀代子 委 員

欠席委員 (なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 吉田 尚 正 己 警 務 部 長 田 畑 勝 警務部参事官兼首 席 監 察 官 松 尾 清 治 生活安全部長 本 敏 柄 重 事 束 刑 部 長 鬼 昭 己 交 通 部 長 柄 本 憲 生

警 備 部 長 谷口数雄 警務部参事官 椎 葉 今朝邦 警務部参事官兼 中 原 雅男 計 課 生活安全部参事官 兼 地 域 課 長 中 Щ 勇一郎 務 課 長 井 益 松 宏 生活安全企画課長 木 憲 生 黒 少 年 課 長 \blacksquare 和彦 柏 交通規制課長 今 井 和久 運転免許課長 徳 留 勝次郎

教育委員会

教 Щ 育 耕 吉 長 高 次 原 則 幸 教育次長(教育政策担当) 寺 建 \blacksquare 務 課 史 梅原 誠

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 田中浩輔

 議事課主査
 湯地正仁

○太田委員長 ただいまから文教警察企業常任 委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お 手元に配付いたしました日程案のとおりでよろ しいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇太田委員長 それではそのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前10時2分休憩

午前10時4分再開

〇太田委員長 それでは委員会を再開いたしま

す。

本委員会への報告事項についての説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

〇吉田警察本部長 おはようございます。警察 本部長の吉田でございます。

委員長を初め委員の皆様方には、本日の委員 会よろしくお願いを申し上げます。

説明に入ります前に、委員の皆様に一言おわびを申し上げたいと存じます。

今月の12日の深夜でございますが、都城警察 署の地域警察官が、酒気帯び運転の上、物損の 交通事故を起こし、届け出をせずにそのまま逃 走するという事案が発生いたしました。全職員 一丸となって飲酒運転の撲滅に邁進をしている 中で、その先頭に立つべき警察官がこのような 事案を起こしたということで、県民の皆様方の 信頼を著しく損ねることになりました。大変遺 憾に存じておりますし、また深くおわびを申し 上げたいと存じます。今後、こういったことが ないように、強力に指導・管理の徹底を進めて まいるよう指示をしたところでございますけれ ども、県警また一丸となって、再発防止に誓い を新たにいたしておるところでございます。委 員の皆様方におかれましても、引き続き御指導 をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

また、一昨日は、不適正な事務処理の問題に つきまして、県から中間報告が行われました。 警察本部におきましては、今まで御報告を申し 上げております以外の新たな不適正な事務処理 の事案はございません。引き続き、適正な事務 処理に努めてまいりたいと考えております。

それでは、本日は、「街頭犯罪等抑止総合対策 の推進状況」について、それから、「交通事故の 現状と対策」について、この2項目につきまし て、それぞれ関係部長から報告をさせていただ きます。以上であります。

〇柄本生活安全部長 生活安全部長の柄本でご ざいます。

それでは、生活安全部関係の街頭犯罪等抑止 総合対策の推進状況について御報告申し上げま す。座って説明いたします。

お手元の資料1をごらんください。ちなみに、この資料は県内の数値を示したものです。全国の刑法犯の認知件数は、平成14年には約285万件と戦後最多を記録し、検挙率におきましても、20.8%と低迷し、危機的状況にありました。本県におきましても、全国と同様で平成14年には刑法犯認知件数が約1万7,700件で検挙率は22.3%といずれも戦後最悪を記録しました。そのため、全国の警察において、犯罪の増加に歯どめをかけ、国民の不安感を解消して、安心して暮らせる安全な社会を実現するために、全刑法犯の8割以上を占める窃盗犯の抑止を中心とする街頭犯罪と抑止総合対策に強力に取り組んできたところであります。

その結果、全国的には、平成15年から4年連続して刑法犯認知件数が減少して、平成18年には約205万件となり、一方、検挙率は31.2%まで回復いたしました。

本県におきましても、全国と同様に、平成18年には刑法犯認知件数が1万1,352件まで減少し、検挙率は、47.2%まで向上いたしまして、犯罪の増加傾向に一定の歯どめがかかったと考えているところでございます。さらに、本年上半期におきましても、刑法犯認知件数は5,417件、対前年比マイナス87件、マイナス1.6%で、減少幅はわずかでございますけれども、犯罪の減少傾向を維持しているところであります。しかしながら、いわゆる統計的な指数治安は、ある程

度回復してきたとはいえ、全国的には、殺人事件やけん銃を使用した凶悪事件等が相次いで発生しておりまして、本県におきましても、殺人事件や強盗事件、放火事件など、県民が身近に不安を感じる凶悪事件等が発生するなど、県民の体感治安については、いまだ回復に至っていないのが現状であります。警察といたしましては、本年も引き続き、街頭犯罪等抑止総合対策を最重点に、次の3つの施策を初めとする各種施策に取り組んでいるところであります。

その第一が、警察官による街頭活動の強化であります。警察官を街頭に進出させることによる犯罪の抑止効果は明らかでございます。そこで、警察官が外部活動に従事する時間を確保して、街頭活動の強化を図るため、本年度は、「地域の安全を守る街頭活動強化事業」により、交番相談員を5名増員して47名とし、警察安全相談員については18名をそれぞれ警察署及び交番に配置したところであります。今後も、交番等の制服警察官による見せる活動を初めとした街頭活動をより一層強化してまいりたいと考えております。

第2が、少年非行の防止と子供の安全確保についてであります。資料1の「2 少年非行の現況」をごらんください。近年、刑法犯検挙人員の約40%を刑法犯少年が占めております。また、刑法犯少年の全体の70%以上が、万引きや自転車盗などのいわゆる初発型非行により検挙された少年となっております。すなわち、少年非行防止への取り組みが、今後の街頭犯罪抑止対策の成否に大きく影響するところであり、警察といたしましては、警察官による少年補導活動をさらに強化するとともに、教育庁及び学校関係者との連携強化、スクールサポーターによる少年非行防止活動の推進、少年補導員など少

年警察ボランティア活動の促進を初め、各警察 署ごとに店舗事業者等により設置されておりま す万引き非行防止対策協議会を積極的に開催す るなど、少年非行防止対策を強力に推進してい るところであります。

次に、資料1の「3 声かけ事案の発生状況」をごらんください。全国で子供が凶悪犯罪の被害者となる痛ましい事件が相次ぐ中、平成18年には、本界でも子供に対する声かけ事案等の発生が300件を超え過去最高になるなど、子供の安全に関しては大変厳しい状況にあります。警察といたしましては、今後も引き続き通学路や学校付近における警戒活動の強化、地域住民等による子供見守り活動に対する支援の充実、不審者情報等タイムリーな情報発信、学校や市町村関係機関・団体との連携強化などの施策を積極的に推進して、子供の安全確保を図っていきたいと考えております。

第3が、地域住民による自主防犯活動の促進 であります。資料1の2枚目の「4 防犯ボラ ンティア団体の活動」をごらんください。資料 に掲載しました写真は、現在、県内各地区にお いて行われております地域住民による自主防犯 活動の一部を紹介したものであります。県下で は、平成19年6月末現在で、約250の自主防犯ボ ランティア団体が設立され、県内各地において、 約1万5,000名の地域住民等による活発な活動が 行われております。警察では、地域安全情報の 提供、合同パトロールの実施など所要の支援を 行っており、昨年10月には、警察本部長と防犯 ボランティア団体との意見交換会も開催したと ころであります。今後も、こうした団体の支援 を進め、自主防犯活動の促進を図っていきたい と考えております。以上であります。

〇柄本交通部長 次に、交通事故の現状と対策

について御説明をいたします。お手元の資料 2 をごらんいただきたいと思います。

まず、1の「交通事故の発生状況」についてでございます。全国の平成18年中における交通事故による死者6,352人でございます。前年に比べましてマイナス519人ということでございまして、6年連続して減少しております。国の第8次交通安全基本計画の数値目標であります平成22年までに、年間の交通死者5,500人以下を達成するということで、この数値目標に向けて着実な成果をおさめているところであります。

一方、県内の交通事故でございますが、表にございますとおり、発生件数1万90件、前年比マイナス716件、死者96人、前年比プラス18人、負傷者1万2,485人、前年比マイナス1,001人ということでございまして、発生件数、負傷者は減少しておりますが、交通死者は前年、平成17年を大幅に上回っております。増加数で全国ワースト2位という厳しい結果となりました。

次に、2の「県内の死亡事故の特徴」についてでございますけれども、原因別では、前方不注意、それから脇見運転、こういった運転者の緊張感を欠いた運転による死亡事故が50件、全体の56%でございます。それから、年代別では、高齢者の死者が44人(46%)、道路形状別では、交差点及び交差点付近の発生が37件(42%)、路線別では国道などの幹線道路の発生死亡事故が71件(80%)、態様別では、車対人の事故が27件(30%)、こういう状況でございます。

また、シートベルトの非着用の死者が非常に多うございまして、四輪乗車中の死者52人のうち24人(46%)がシートベルトを着用しておりませんでした。もしこの24人がシートベルトを着用しておれば、うち14人は助かっていたというふうに思われます。

次に、3の「過去10年間の交通死者の推移」 についてでございます。緑色の棒グラフは全国、 赤色の折れ線グラフは宮崎県内の状況を示して おります。全国の死者は、ごらんのとおり、年々 減少しておりますけれども、県内の死者は、平 成17年に78人まで減少いたしましたけれども、 昨年、再び増加に転じております。資料にはご ざいませんけれども、本県の昨年中における人 口10万人当たりの交通死者、これは全国平均 は5.0人でございますけれども、これを上回る8.3 人でございます。残念ですけれども、九州内で ワースト1位ということでございます。また、 自動車1万台当たり、これにつきましても、全 国平均0.8人を上回る1.06人ということになって おりまして、これも九州内でワースト2位とい う厳しい状況でございます。

次に、4の「本年6月末の交通事故発生状況」についてでございます。資料に記載してますとおり、全国的には昨年に引き続き、発生件数、死者、負傷者とも減少傾向で推移しております。一方、本県でございますけれども、発生件数、負傷者は減少傾向にございますけれども、死者については、昨年とほぼ同じペースで推移しております。なお、昨日現在でございますけれども、県内の死者は41人、昨年同期でマイナス5人ということで、やや減少傾向になってきておりますけれども、本年も飲酒運転で6人が死亡すると、あるいは高齢者の死者が依然として約半数を占めているということで、夏本番を迎えまして予断を許さない情勢が続いております。

このような厳しい情勢を踏まえまして、警察 といたしましては、5番目にございますとおり、 「交通事故の総量抑制と交通死亡事故の抑止」、 これを交通警察の運営重点ということに定めま して、第8次宮崎県交通安全計画に示されまし た年間の交通死者を平成22年までに61人以下、 死傷者を1万1,000人以下にするという数値目標 の達成をするために、各種対策を推進している ところでございます。

その主な取り組みについてでございますけれども、第1点の「高齢者に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教育の推進」につきましては、社会福祉協議会あるいは保健所、こういったところと連携をいたしまして、「交通安全・健康セミナー」の開催ですとか、県内108カ所の「交通安全シルバー連絡所」を活用いたしまして、出前講座を実施しているところでございます。それから、運転者に対しましては、高齢の歩行者あるいは自転車利用者を見かけた場合には、減速、徐行あるいは一時停止をするなど、高齢者の保護に配慮した「お年寄りにやさしい運転」の実践運動を推進しているところでございます。

それから、2点目の「悪質・危険性、迷惑性の高い違反等に重点指向した指導取り締まりの強化」につきましては、交通事故に直結する信号無視あるいは一時不停止、横断歩行者妨害、こういった違反の取り締まりを行っております。あるいは、社会問題となっております飲酒運転、これにつきましても、取り締まりを強化しておるところでございます。なお、この飲酒運転につきましては、本年は、6月末現在で375件を飲酒運転で検挙しておりまして、悪質な違反者55人を逮捕しております。

それから、既に御案内のとおり、さきの国会におきまして、道路交通法の一部が改正されまして、本年9月中旬までに飲酒運転等の罰則が2倍前後に引き上げられます。それから、飲酒運転をするおそれがある者に対して、車ですとかあるいはお酒を提供したり、飲酒運転の車に

同乗する行為も処罰されるということになりましたので、さらにこれを機会に取り締まりを強化して、飲酒運転の根絶を図りたいと考えておるところでございます。

最後に、第3点の「交通安全施設の整備と総合的な交通規制による安全・安心な人に優しい交通環境の整備」につきましては、高齢者など交通弱者の利用度の高い施設周辺等における信号機の新設、あるいは横断歩道、一時停止標識・標示の点検・整備、それから道路管理者と連携をいたしまして、主要交差点のカラー化による事故防止対策などを推進しておるところでございます。

以上、交通事故の現状と対策について申し上 げましたけれども、安全・安心な地域社会の実 現を目指しまして、県交通安全対策推進本部を 初め、市町村、各関係機関・団体と緊密な連携 を図りながら、効果的な対策を推進してまいる 所存でございます。委員の皆様には、今後とも 御理解、御支援を賜りますよう、よろしくお願 い申し上げます。以上でございます。

○太田委員長 執行部の説明が終了しましたが、 報告事項について質疑はありませんか。

○米良委員 柄本生活安全部長から刑法犯の認知検挙状況について御説明がありましたが、過去の5年前とすると、倍以上の検挙率47.2%、大変いいことでありますが、しかし、まだ52~53%が検挙されてないということでありますが、認知件数と検挙率の関係をちょっと向学のため教えてもらえませんか。

〇柄本生活安全部長 お答えいたします。

認知件数と検挙件数で出してありますが、認知件数といいますのは、事件が発生して、そしてこれを警察に届けた被害届けの数になります。 その中で検挙というのは、被疑者を逮捕して、 その犯人がこれをやったということで特定できた犯罪の数が検挙数になります。それを認知数と検挙数の比率をあらわしたのが検挙率という形になってまいります。

○米良委員 あとの52%というのは、検挙まだされてないわけですけれども、極めて難しいという状況がそこにあったということでしょうか。 検挙できなかったという原因というか、究明が難しかったということですか。

○柄本生活安全部長 非常に悩ましいところを 突いていただいたんですけれども、これはすべ て100%検挙というのが理想だと思います。当然 重要犯罪なんかにつきましては、100%の検挙を 目指してやっていきますけれども、どうしても 未決事件が全国的にも、本県にも残っている状 況でございます。この窃盗ほかの刑法犯につき ましても、被疑者がわからないまま時効を迎え るというのが結構ございます。これは一つは、 こういう検挙率の問題で一番問題になるのが、 占有離脱物横領罪というのがございまして、例 えば、泥棒が自転車をとって、そして自分がも う用がなくなったので捨てる。どこかの街角に 捨てておく。その自転車を今度はほかの者がとっ ていくということになりますと、そして後から 乗った者をつかまえたとしますと、これは占有 離脱物横領で検挙したことになります。とする と、さきの窃盗罪と占有離脱物横領の2件の被 害届けが出まして、検挙は1件だけと。その最 初にとった被疑者が後でほかの事件等でつか まって、あそこでもとったということで被害場 所、時間等が特定できて被疑者ということが判 明しますと検挙になるんですけれども、それが わからない以上は、そのまま未検挙の数で残る と。ですから、その場合の一つの事件なんです けれども、被害者のところには自転車は返って きますが、2件発生して1件だけの検挙というような形になる部分がございます。

○西村委員 交通事故関係で、暖かくなってきて、日向方面から走っていくと、最近また暴走族の改造車両等々が門川・日向方面に出始めて、私もこの前、夜のうちに宮崎に移動しようと思ったときに、ちょうどお倉ケ浜あたりの追い越しができないところを10キロか15キロぐらいでゆっくり群をなしていくわけですよね。そういう迷惑行為というのがだんだん暖かくなると出てきまして、これに対しての今取り組みと検挙している状況、昔に比べると大分台数とか派手な迷惑行為というのは少なくなったんですが、現状把握と対策を教えていただきたいと思います。

○柄本交通部長 委員御指摘のとおり、夏場になりますとそういったものが、特に若者が多くなってまいります。今、警察といたしましては、県警本部は特暴隊ということで暴走族を専門に取り締まっておる隊がございまして、特に週末を中心に取り締まりに出ておるところでございます。今県内には暴走族というグループはございません。5~6人で単発的にそういった暴走行為をやるというのが出ておるという状況でございまして、各署もでございますけれども、引き続き取り締まりを強化していきたいというふうに思っております。

それから、暴走族の取り締まり状況でございますが、昨年1年間では375件ほど検挙いたしております。いわゆる共同危険行為ですとか、それから車の整備不良、道路運送車両法違反ですとか、そういったことで検挙いたしております。

それから、ことしの6月末現在でございますけれども、211件(232名)、うち逮捕者が36名という状況でございます。ことしの1月元旦に、

正月暴走ということで日向署で暴走行為、共同 危険行為で20名ほど日向では逮捕いたしており ます。以上でございます。

○吉田警察本部長 ちょっと補足でございます けれども、共同危険行為の取り締まり、共同危 険行為というのは、道路交通法でいわゆる暴走 族を取り締るための規定がございますけれども、 委員御指摘のように、ひところに比べますと、 かなり暴走族の状況は沈静化してきてはおりま すが、依然としてそういった暴走を行うやから がおります。昨年も初日の出暴走を警戒いたし まして、大みそかから正月元旦にかけまして、 まさに一番大みそかの皆さんお休みのときでご ざいますけれども、警察官を大量に動員いたし まして、初日の出暴走を押さえ込むということ で、かなり体制をとって検問等を実施いたしま した。正月の1日に日向では比較的大がかりな 暴走行為が発生いたしまして、警察官に対して 暴力を振るうといったような事案も発生いたし ましたので、とりあえず公務執行妨害で検挙い たしまして、それからその検挙した人間を端緒 として芋づる式にというとちょっと言葉が悪い ですけれども、かなり長期間をかけまして暴走 族を割り出しまして、10数名だったと思います けれども、共同危険行為の罪で検挙したという ことで、とりあえずは私ども沈静化をしたとい うふうに思っておるところでございますけれど も、今委員御指摘のように、またそういった動 きが出てきているということでございますので、 所轄警察署にもまたそういった情報を伝えまし て、また取り締まりを強化するように指示をし てまいりたいと考えます。以上であります。

○西村委員 その取り締まりの件なんですが、 そのときによく警察が執拗に追って、暴走族が 転んで亡くなったりとかけがをしたときには物 すごく大きなニュースにはなるんですけれども、 逆に迷惑暴走行為で一般民間人とかが巻き込ま れて事故したりとか、危険行為に目をとられて 事故したというような被害状況というのはある んですか。

〇柄本交通部長 ここ最近では、直接暴走行為 によって被害をこうむったということは承知い たしておりません。

○河野副委員長 1点だけお伺いしますが、青 パトを導入している町においては、非常に防犯 的な効果が出ていると聞いておりますが、県内 の青パトの導入実態はどうなっておるんですか。 ○柄本生活安全部長 青色パトにつきましては、 2~3年前から各市町村を初め、地域安全のボ ランティア団体等に導入して、それぞれのこの パトカーを運転するためには資格が必要なもん ですから、講習等を受けていただいて今活動し ていただいております。現在、県下におきまし て189台の青色パトが運用しております。本当に ボランティアの方々の熱意と努力によりまして、 犯罪の減少傾向というのも、恐らくこういうボ ランティアの方々の働きも大きいのではないか と思いますけれども、子供の下校時間帯だとか それから登校時間も含めまして、いろんな機会 をとらえて活動をしていただいておりまして、 大変な効果を上げていただいているところであ ります。以上であります。

○河野副委員長 青パトに乗務される方は何か 資格が要るわけなんですか。

○柄本生活安全部長 一応講習を受けていただいて、その講習を修了したという証明書を警察のほうから本部長名で出すことになっております。それを持ってないと青色パトについては運転できない。これは導入されたときに、いわゆる国土交通省と警察庁の間で、これを導入する

ときの経緯として、地域安全のために活用する ということで特例措置として認められたもので ございまして、一定の資格要件のもとにその運 転を許可するというような形になります。そう いう関係で一応講習を受けていただいて、その 講習修了後にその証明書を渡すという形になっ ております。

○野辺委員 18年度が死亡事故が18人ふえているということで大変なことだと思うのですが、死亡に限らず、この交通事故、交差点とか横断中とかいうのも結構多いと思うんですが、これは道路の例えば直線とかカーブでの事故とか死亡事故というのは、全体的に見た場合、大体どういう形になっているんでしょうか。

○柄本交通部長 道路の形状別でございますけれども、直線での死亡事故が31件発生をいたしております。これは全体の34.8%でございます。それからカーブで19件発生をいたしております。これは全体の21.3%の状況でございまして、カーブよりも直線のほうが事故が多いという状況でございます。

○野辺委員 私、道路を走るときにいつも考えるんですけど、直線でもですけど、お互い全速力、全速力といってもスピード違反じゃなくても、反対方向から走ってくるわけですよね。考えてみるとちょっと気違いじみた話であって、よく事故が少ないなと考えるんですが、やっぱり走っておって、カーブとか直線でひやりとすることが結構多いんですよ。そこで、例えば高速道路でも片側1車線の場合は、センターラインにポールが置いてありますよね。あれは公安委員会が設置するんでしょうか。その辺はどうなってますか。

〇柄本交通部長 センターラインのところに ずっとポールが立っておる、あれは道路管理者 のほうでつけてもらっておるところです。追い 越し禁止のはみ禁の黄色い表示ですとか、あれ は公安委員会のほうで、警察のほうでやってお ります。

○野辺委員 私は、串間からずっと走ってくる中で、例えば広域農道なんかでもカーブにそういうのがところどころ設置してあるところがあるんですよ。だから私としては、そういうカーブとか直線の例えば手前のほうと奥のほう、出口のほう、出口と言ってはおかしいけど、そういうところにそういうものを設置した場合、私はかなり防げるんじゃないかとこう思うのですよね。したがって、どこかそういう事故が多い場所については、道路管理者であれば、県道の場合は、県土整備部でしょうけど、そういうモデル的にはそういう設置をやらしてみたらどうかなという気がするんですが、そのことについてのお考えをちょっと。

○柄本交通部長 委員御指摘のとおりでございまして、交通事故多発地点あるいは死亡事故が起きた現場ですとか、そういったところでは必ず道路管理者のほうにも来ていただきまして、協議をしながら、いろいろそういった道路標示なり、そういったソフトコーンですか、あれを立てたり、そういったことをお願いはしております。今後とも、確かにそういうことは非常に思っておりますので、今後とも道路管理者とその辺をよく協議しながら要請していきたいと思っております。

なお、今交差点のカラー化ということで、特に信号機のない交差点、こういったところを交差点内をカラー化することによりまして、非常にドライバーの方が注意喚起になるということ

で、その面も含めまして、今道路管理者のほう にいろいろ要請をしているところでございます。 以上でございます。

○野辺委員 ポールはソフトコーンというんですかね、普通の県道とか幹線道路を全部やるというのは横断とかしなくちゃならんからできないと思うのですが、ちょっとカーブとかそういう直線でも長い直線の前のほうと奥のほうにそういうのがあると、かなり私は気をつけて走ると思いますので、ぜひひとつ警察本部のほうもそういうことを考えて、道路管理者のほうにいろいろと連携してやっていただきたいとお願いしたいと思います。

○福田委員 先ほどの青パト、189台のうち全部 行政で購入したのか、あるいは寄贈があるのか、 その辺の比率はどうなっていますでしょうか。

〇吉田警察本部長 基本的には民間の車両が原 則でありまして、例えば昨年の7月にはJAの 共済連から50台の寄贈がございましたし、基本 的には民間で使用しておる車両に青色の回転灯 をつけて走るというのがもともとの発想であり まして、ただ J A 共済連のほうで御寄贈いただ いたものは、白黒のツートーンのまさにパトカー と同じ形態のもので、上に載っている回転灯と いうか長細い回転灯でありますけれども、これ が赤ではなくて青とそういうものでございます。 基本的には行政で整備するというよりは民間の ほうでボランティアの方がみずからの車両に青 色回転灯をつけるというのが多いと認識してお りますし、JAの共済連で寄贈いただいたもの は1台ずつ各自治体に寄贈されておりますので、 自治体のほうで活動しておりますけれども、そ れはもともとJA等からいただいたものであり ます。そういう状況でございます。詳細はまた 生安部長のほうから答弁をさせます。

○柄本生活安全部長 現在189台あるうちの比率 については、ちょっと調べておりませんけれど も、一応車ごとJAなんかに寄贈された部分と、 それから先ほど本部長から説明しましたように、 それぞれのボランティアの方々の車にシガライ ターからとって上につけて、そして走るのもご ざいます。ですから、一応青色回転灯の部分に つきましては、これは購入という形ではなくて、 寄贈とかいろんな形での配付になっております。 一応こういうボランティアのほうには、自分た ちで購入というよりも、防犯協会だとかJAと か、いろんな団体なんかから寄贈していただい て、それを活用させていただいているのが現状 であります。回転灯が1個約8,000円ぐらいでご ざいまして、それをいろんなところから寄贈を 受けて、それを活用させていただいているとい うところであります。ただ、車につきましては、 それぞれの公共団体の公用車とか、ボランティ アの方々の使用車等を使っておりまして、特別 それもJA外の部分については、そういう車を 利用して行っているという状況でございます。

○福田委員 私も関係しておりましたから知っていたのですが、全部が個人じゃないだろうなと思っていたのですが、実は後の維持管理の面もありますから、寄贈を受けましても、自治体も無制限には困ると思いますが、必要な台数だけはそういう関係団体、損害保険とか生命保険とか、あるいは県内の大手企業とかお願いすれば、寄贈者のマークが入りますから、かなり出し手が出てくるんじゃないかなと、そういう気もいたしたものですから、質問をいたしたところであります。結構です。

○宮原委員 先ほど飲酒運転の検挙者数、これ も375件というふうに先ほど聞いたんですが、う ち55人が逮捕ということなんですが、この逮捕 されるのとただ検挙で終わってしまうというのは、当然事故を起こしたとか量ということになるんでしょうけれども、それでいいんですかね。

〇柄本交通部長 飲酒運転の場合に、原則として逮捕する場合は、事故を起こした場合はどんどん逮捕しております。逃走ですとか証拠隠滅のおそれ、これが逮捕の一つの要件でございますので、ただ事故を起こさなくても飲酒検知を拒否したとか、現場からちょっと逃げようとしたとか、そういった場合には、事故を起こさない場合でも逮捕いたしております。以上であり

○宮原委員 今度は逆に逮捕された方、検挙された方は当然免許を取り上げられるということになると思うんですが、検挙された方が大体何年受けられないのか、逮捕された場合は今度は何年受けられないのか、そういう基準が何かあると思うのですが、どうなっているんですか。

ます。

○吉田警察本部長 飲酒の場合には今非常に厳 しくなっておりまして、基本的に点数、今15点 だったと思いますけれども、一発で取り消しに なる場合が多いです。取り消しになりますと、 まず最初、全くほかに過去処分を受けていない 場合は、1年間はまた免許を受けることができ ないということになりますので、かなりの量飲 んで検挙された場合には、免許が取り消されて、 1年間は再試験すら受けられないというような 状況になります。またさらに今調べております。

○柄本交通部長 点数制度は非常に複雑でございまして申しわけございません。酒気帯びで0.15 の場合は6点、それから0.25の場合は13点とかいろいろ点数がございまして、点数制度に基づいて停止ですとか取り消しですとか、それから点数制度によらない場合、この2通りがございます。すべて点数が決まっておりますので、そ

の方の前歴、前に違反がある場合には、またその点数が加算されますので、それによって60日停止ですとか90日停止ですとかあるいは取り消しですとか、そういったいろいろ段階がございます。

○宮原委員 最後に1点だけなんですが、今そ ういう形で、今度は無免許になっておりますか ら、無免許でまた飲酒運転を起こすとか無免許 で事故を起こすとかした場合には、免許を受け られなくなるのか、そこだけを聞かせてもらっ ていいですか。

○吉田警察本部長 大ざっぱな答えで恐縮であ りますけれども、免停中あるいは取り消された ときに運転手は当然無免許でありますので、ま たそれは基準がいろいろ細かくございまして、 またさらに免停中の無免許とかそういうことで 検挙されますと、さらに点数が加算をされまし て、かなりの点数が加算されます。そうします と、取り消しになりまして、取り消しというの は完全に免許を取り上げられるわけですから、 取り上げられた場合には停止と違いますので、 取り上げられれば、もう一回一から全部教習所 に行って免許を受けなければいけません。その 受けなければいけないんですけれども、その受 けてもいいよというふうになるまでの期間とい うのが最長で5年間ありますので、ですから、 初犯といいますか、最初に酔っ払って運転して 免許を取り消された場合には、1年間は教習所 にも行けませんよと。それがずっと重なって、 たとえ今おっしゃったように、免停中あるいは 取り消し中に無免許でお酒を飲んで運転してつ かまったというような非常に悪質な場合は、ま た点数が加算されますので、それに応じて最長 で5年間は、そもそも教習所に行ってもう一回 免許を受けることすらできませんというような

形にもなっておるところでございます。ですから、一番低い場合には、今交通部長からも申し上げましたように、0.15で初めてお酒を飲んで検問でひっかかったという場合には、6点ということであればこれは免停ですので、免許自体が取り消しになるわけではありませんけれども、一定期間停止になって、いずれ自動的にまた免許が戻るということでありますけれども、悪質な場合には取り消されて、その悪質性に応じてそもそも免許試験を受けられなくなるという期間が発生するというような仕組みでございます。
〇太田委員長 ほかにありませんか。——いいですね。

その他ではありませんか。きょうの報告以外で警察本部に聞いておくことがありましたら。 ——いいですね。

なければ、以上をもって警察本部を終了いた します。執行部並びに委員の皆様には大変御苦 労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時58分再開

〇太田委員長 委員会を再開いたします。

委員会日程には入っておりませんが、急遽、 教育委員会より不適正な事務処理に関する中間 取りまとめについて報告を行いたいとの申し出 がございました。

委員の皆様にお諮りいたします。

教育委員会からの報告を受けるということで よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○太田委員長 それではそのようにいたします。 暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時59分再開

〇太田委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項についての説明を求め ます。

○高山教育長 教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

不適正な事務処理に関する全庁調査の中間報告につきましての報告をいたします。

一昨日、記者発表で知事から報告がありましたとおり、教育委員会におきましては、前回の自主報告から新たに一つの所属がふえまして、6つの所属で預けの事実が判明いたしました。平成14年度から平成19年度までの教育委員会の預け総額は、2,532万2,962円となっております。また、前回御報告しましたとおり、このうち2つの所属におきましては、平成19年5月31日現在、合計121万2,410円の残高が確認をされております。このような事実が確認されましたことは、議会及び県民の皆様方に大変申しわけなく存じております。深くおわびを申し上げます。

教育委員会といたしましては、県民の皆様の信頼回復に向けまして、今後、職員の意識回復に取り組みますとともに、このようなことが一切起こらないように、再発防止に向けて全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○太田委員長 全員協議会等でまた具体的質疑 もあろうかと思いますので、それでは以上をもっ て委員会を終了いたします。御苦労さまでござ いました。

午前11時1分閉会